

舟艇を持っているのでしよう。
○後藤田政府委員 長崎県は水上署がございまして船は持っておりますが、今調査いたしてお答えいたします。

○太田委員 これは船ということにはあまり関心がないですね。警察の今の交通関係のいろいろな施設の中に、水上署ということもありますけれども、陸上警察、普通の警察に船が要りますよ。船がなかったために困った場合がずいぶんあるのです。洪水の場合、非常な高潮洪水などによって、あるいは集中豪雨によって、水が長くたまったというような場合に、人命救助などにどれほど船が必要か。ところが船がないのです。諫早市などにおいても、かつてあの眼鏡橋がこわれましたときには非常な被害を受けました。そのためにも復旧をいたしまして、市の施設も警察の装備もずいぶん水というものに対する備えがあったのですが、残念ながら流れが少なきついでにもならないような船であった。いわゆるモーターボートというものの備付がない。そこまで手が及ばなかったのです。そこで、長崎県は私の聞いた範囲では五トンが最高なはずで、五トンの船ではあの波は乗り切れませんよ。あとに交通だけの問題ではありませぬけれども、緊急事態に備えて舟艇をもう少し完備するという配慮があつていいと思うのですが、それは官房長、どんなふうになつていきますか。
○後藤田政府委員 現在警察の船は百七十二隻、千七百トンでございます。従つて一隻平均十トン程度の小さなものですが、警察の船は大体十五トンから五トン程度の船を使っております。

これは御説のように私も、陸上の警察ではございますが、水上警察等も持っておりますし、海上の犯罪等についても犯罪の捜査をいたしております。そのような関係でどうしても船がほしいということ、毎年この整備を私どもとしては主張いたしておるのでもとにおきまして、海上保安庁と私の方との関連のむずかしい問題がございます。そういうようなことで、現在いわゆる新規増の船の建設の予算がつきがたいのでございます。従つて、毎年予算に四、五千万程度入っておりますが、これはいづれも老朽船の代替建造ということで、まことに私どもとしても満足な結果になっておりません。しかしこれらについては、私どもはやはり将来はもう少し必要な船の整備に努力をいたしたい、こう考えております。

なお、災害のときのいろいろな救命用の船なり、あるいは救命ボート等につきましては、また別途の災害用の資材として整備をいたしております。

○太田委員 災害用のボートなどは別に災害用の資材として整備をしておりますという事は、現在ある状態を肯定していらつしやるのですか、その点どういふことなんでしょうか。

○後藤田政府委員 毎年整備をいたしております。現に各都道府県警察が持つておるのでございます。しかしもちろん私もこれで満足はいたしておるわけではございません。やはり毎年毎年の予算で漸次増強をして参りたい、こういうことでございます。

○太田委員 ボートぐらいのものを持つておるのは、災害用の舟艇を持つておるとは言いがたい点が若干ある、私どももそう思うのです。ただ諫早市に行つたときに、諫早市の人命救助には、もう道もなくなれば橋もなくなつたのだから、その際には今まで配備されておるボートでは間に合わなかつた。従つて切齒扼腕して、モーターボート一隻ありせばといった、その気持をこの際お互いがかみしめてみなければいかぬと思うのです。これもあるいなかですけれども、大丈夫だと思つたのが、その周囲を水に取り巻かれてしまつてどうにもならない。その際、その警察署には舟艇一隻なかつた。だから綱を張つて決死隊でなければ救助に行くことはできなかったという事例も九州でこの間の集中豪雨で起きておる。そういうことも聞いています。ですから、救助用の船、応急災害用の舟艇の整備ということにはほんとうに必要なと思つておる。それだけが唯一の食糧補給の道であつたり、あるいは人命救助のルートであつたりしますから、交通安全と少々違ひますけれども、この点の配慮だけは一つ考えていただきたいと思つておる。この中のどこに含まれておるか知らないが、実は現地の方で非常な心配しておりましたこと、残念がなつたこと、忘れられておることもなんでしょう。ぜひ一つ諫早などでもモーターボートがほしいということ、を諫早署が言つておつたことをかみしめていただきたい。それから長崎県の警察が、とにかく福江の大火があつたけれども、少なくとも十トンの舟があつたならばと言つていたことを考えていただきたい。ああいう鳥の多いところには相当の船をつくつてもいいんじゃないですか、いざという場合のと

きを考えて。それから内陸におきましても常にそういう一たん水が出れば孤島となるような部落も出てくるわけですから、非常用の船、こういうものをいざという場合に備える一つの資材として買えるように考えていただきたい。

そこで、ついでに、いざという場合の資材に関連しますが、巻尺が配付されておらないというわけです。たとえば、事故があつたけれども、巻尺さえもお互い各警察官が個人で買わなければならぬというふうな、そんなばかなことがあるんですか。そういうわけです。それがほんとうですか。

○後藤田政府委員 おそらく巻尺は交通事故の際の現場検証用の巻尺のお話だと思つておるが、およそ警察官が警察の仕事に従事するものについて、自分で買わねばならぬというふうなことはございませぬ。

〔額縁委員長代理退席、委員長着席〕
いづれもそういう各種の警察用の装備は、現物なりあるいは予算の流し方なり、要するに金なりで第一線に配当をいたしております。

○太田委員 私もあなたの意見の通りであるべきだと思つておる。ところが現実にはそういうふうではなさそうなんです。あなたの方では確認がしてあります。たとえば何々県のどの警察は、交通関係の警察官には必ず一人一個の巻尺が与えてあるかどうか。そんな予算はないから、実は持つておる人間に合はせておるのだというところがある。もしあつたら、これは交通を阻害することおびたしいですから、やっ

ているはずだ、持つておるはずだ、与えておるはずだでは解決になりません。創価学会のようなことをおっしゃらないで、創価学会というところ、宗教のようないことをおっしゃらないで、科学的におっしゃつていただきたいのですが、どうですか。

○富永政府委員 交通事故の現場で、普通巻尺を使う場合が非常に多いわけでございますが、当然巻尺はわれわれからいへば必須携行器材でございます。ところが巻尺もないというお話は私も聞きましております。この前九州を御視察になつた方々から、いろいろお聞きいたしてはいるわけでございますが、これは何しろやはり交通警察の歴史が浅いというのを端的に物語るものだと思つておる。私の方の中に巻尺あたりを加えた時代がございますが、それがその通り府県におきまして計上されておらないのは残念だと思つておるわけでございます。しかし、考えてみますと、私どもとしましては、巻尺で距離をはかる時代は実は過ぎておるんじゃないか。そんなことをやりますと、非常に交通の激しいところで事故調査に時間がかかりまして、これはすでに先進国でやっておりますように、高度な写真機をもちまして、立体写真ですか、写真機で写して、その写真を写したもので、距離をはかる機械がございまして、距離をはかる。これは相当予算が高いのでござい

ますが、そういうふうなもので、実際には巻尺ではかつていないのでございまして、私どもとしましては、そう

いう写真機ができないかというわけ
で、今盛んに日本のメーカーに研究さ
せておけるような状況でございます。今
の巻尺が備わっていない点は、私ども
もまことに遺憾だと思ひまして早急に
処置したいと思つております。

○**本田委員** 後藤田官房長、今の富永
局長がおっしゃったことは、創世期に
ある日本の交通警察、神武、綏靖天皇
時代の立場にある交通警察として、願
わくば写真で距離を測定し、計算機に
よつてその数字を出すというところま
でいきたいのであるが、そういうこと
はできるかどうかを写真機屋さんには
討を命じておるといふ話です。私もそ
れがほんとうだと思ふ。現場でぱつと
写真を一枚写しておけば、すぐ故障車
をこつちによけて開通されればいいの
ですが、今は、道路は狭いわ、次から
次に何だかんだと自動車を通るわ、事
故は起るわ、ちよつと待ちなさい、
巻尺があるか、ない、じゃあ、そこら
辺の畳をはかつておと、これで六尺だ
では間に合ふわでしよう。ところが実
際は巻尺が不足しておるといふ事象は
各地方に歴然たる事実です。巻尺さえ
不足しておるときに、写真機までは及
ばぬ。自動車の時代が来なければ、お
かごでしんぼうするより仕方がありま
せんから、せめて巻尺くらいは完全に
配付されるように予算上の措置はとら
れるべきだと思つておる。これは人命
救助の船と一緒に、あるはずで、な
い。あるべきところはないといふこと
はいけない。こういう点はあなた方は
確認して、あるはずだと思つていて実
はなかつたといふことは絶対ないよう
にしていただきたいと思ひます。写真
機の方にいくために巻尺の方をセーブ

しておるのか、どちらですか。
○**後藤田政府委員** おっしゃる通り
に、あるべきものがないといふこと
は、私ももつてのほかだと思ひます。
事故検証用の巻尺等は、予算の措置と
いたしましては入つております。従つ
て、そういうたつた巻尺等がないといふ
ことであれば、まさに累における補助金
予算の執行の問題であらうと私どもは
考へております。これがもしなければ
当然整備をさせたい、またさせるだけ
の補助金は私どもの方としては交付し
ておるのでございます。また事故検証
の近代化のために、車両にいゝゆる七
つ道具を載せて現場で危険なく、迅速
に検証ができるような施設、立体写真
機等も含めてですが、これについては
現在研究をいたさせておられます。愛知
県等においては、一部試験用に使つて
おりますが、これらの成果を見て、一
応整備としてりつぱなものだといふ判
定がつけば、私どもはこれを全国的に
整備をいたして参りたい、こういうふ
うに考へておるのでございます。
なお、先ほど御質問の、長崎県でござ
います。船は九隻持つておられますが
そのうち十トンが六隻、二十五ト
ンが二隻、約五十トン、これはおそら
く昔の船だろつと思ひますが、これが
一隻、以上九隻整備をいたしておりま
す。

○**本田委員** それは事実ですか。それ
ならば何とかがいけたはずですね。しか
し、当日の朝混乱してましたよ。
○**後藤田政府委員** 長崎県は離島が非
常に多うございませう。ことに船等の配
備は、対馬方面にいゝ船を配備してお
るというふうな関係で、地理的な関係
で間にあわなかつたのだらうと思ひ
ます。

○**本田委員** それはたまたま長崎の港
の付近に、五トン以上の船がなかつた
といふことだと思つておる。従つて、
波が乗り切れないで困つたといふこと
だと思つておる。従つて、福江の大火がその
ためにどうなつたところなつたといふこ
とを議論するわけではございませんけ
れども、海岸線の長い、そして荒波の
区域を控えておる警察本部には、相当
量の船を用意しなければならぬだらう
といふことと、あわせて、海がないと
ころでもいざといつた場合の救命用の
ボートの類は完備する、一警察署に少
なくとも一隻くらいあつてもよさそう
じゃないか。集中豪雨の経験、事例の
あつたところには置くべきじゃないか
と思ひます。これは予算上一つ考へて
おいてもらいたい。
それからもう一つ、予算上のことで
お尋ねしますが、例の投光器という字
をこの中に見ないのですが、投光器の
整備の予算、投光器を備へつけたいと
いう意欲は、あなたの方の予算書を見
ても見つかからないのですが、投光器と
いふのはいかにございませうか、御
関心ありませんか。
○**後藤田政府委員** 投光器は予算の中
に入つております。お手元にお配りし
た配布資料の中ではおそろく警備装備
資材九千二百万といふ欄があると思ひ
ますが、その中に入つておるのであり
ます。

○**本田委員** 投光器といふのは交通事
故の場合に非常に解決に役立つとい
ふことと同時に、いざといつた場合、
夜間電灯が消えた、そしていざさかも
光がないときに、いろいろ非常事態の
起つた場合に非常にいいものなんで
す。その投光器が実にならない、これは巻
尺どころじゃないですよ、もつとな
い。その辺の整備にもう少し力を入れ
る必要がありはしませんか、資材の中
ではもう少し力を入れてほしいと思ひ
ますが、いいでしょうね。
○**後藤田政府委員** 現在配付はいたし
ておりますが、満足はしておりませ
ん。お説のようにできるだけ私どもも
整備したい、ことに災害警備の際
に絶対必要でございませうので、特に力
を入れたいと思つております。
○**永田委員** 阪上安太郎君。
○**阪上委員** 大臣お急ぎのようなの
で、差し繰るために簡単に質問をいた
します。
警察庁長官、今度交通警察の取り締
まりのために交通警察官を五千名です
か増員される、そこでこのことによつ
て、例の緑のおぼさん、黄色のおぼさ
んを解消することができませうか。
○**相村政府委員** 本年度予算費で五千
名、来年度予算で五千名を増強すると
いう計画をいたしておるわけござい
ませう。しかしながら、この一万名は第
一線の交通の要衝に約七千名、それか
ら交通取り締まりのための四輪車の乗
務員として千五百名、それから白バイ
の要員として、これは白バイ一台につ
いて一人といふことございまして千
五百名といふおぼさんの計画をいたし
ておるわけございまして、ただいま
お話しのおぼさん、例の児童の登
校、下校等に交通の安全を守つて下
さつておる方々にこれを代替していく
といふ計画はございませぬ。しかしな
がら、ああいう緑のおぼさんなど、ある
いはPTAとか婦人会とか、自発的に
奉仕的によつておられる方もあるわけ
でございませう。あるいはまた市町村、
府県等でこれを雇用し若干の給与を与
えてやつていただいているものもあるわ
けです。一部、ごくわずかでありませ
んが、警察でそういうふうな指導をしつ
つ雇用をしていゝるものもあるわけござ
いませうが、いづれも権限的な機能は
持つておらないわけでありまして、安
全を確かめて児童を渡すといふこと
で、その間にはいろいろ危険も伴いま
すし、これに対する補償というふうな
ことについても十分でない面が非常に
多いと思つておる。従ひまして、警察
としましては今度増強もいたされませ
し、特に危険度の高いような児童の通
行地域については、できるだけ警察官
を所要の時間配置するようになつた
と思つておられますけれども、ただいま
お話しのように、全面的にこれを解
消するといふようなことは、とてもで
きないと思つておるものであります。現
在、緑のおぼさんといふものの数が、
全国で見ますと約一万四千名おぼるわ
けでありまして、警察官であればそれほ
どの数がなくてもいいかと思ひますけ
れども、とにかくそれだけの奉仕的あ
るいは低い給与で雇われておる人たち
に、全部おつかつて警察官がある仕事を
するといふわけには参らないといふふ
うに考へておられます。

○**阪上委員** 緑のおぼさん、黄色いお
ぼさん、非常に御苦勞願つておるので
すけれども、御承知のようにあれば警
察権を持つていない。警察権を持つて
いない人をああいうきわめて危険な立
場に置く、この前緑のおぼさんに来て
いただいているの伺つて、権限を持
たずしてあなたあの旗を振つて一体ど
ういう気持ちだと思つてみると、あの人

たは、私は権限がございませぬが、かわい子供が今こを通るのだから、どうぞ車をとめて下さいよといってお願ひしているのだと言っている。こういう種類のものを、いつまでも警察があつた方々の御援助を得なければ、どうにもやつていけないという状態を保持していくことは、私は間違ではないかと思う。私は今度増員されるということについては非常に賛成なんです。今承ると、そういう人々を合されると大体一万四千名全国で働いているということ。一万四千名くらい一つ警察官を増員したらどうですか、思い切つてやらないよ、こんなこと。私はそこで長官に伺いたいと思ひますが、長官、もう少しこういふ問題について熱意を持ちなさいよ、解消する方向へ。思い切つてふやさない。社会党だつてこんなことは文句言わぬですよ。私はその点で決意のほどをもう一べん聞いておきたいのです。将来減らしますが、なくしませんか。実はそういふ面ばかりでなく、悪い面もおぼさんあたりを政治的に利用していかうというふうなものも出てきておるわけです。ですからこれはよほど注意なさらぬといけないと思ひます。どうですか、この際はつきりと決意のほどを聞かしてもらいた

ことが望ましいと思つておりますし、そういう方向に努力することは、私も十分熱意を持って対処して参りたいと思つておるわけですが、早急にこれを解消してしまふという事は、事実問題としてなかなか困難ではないかと思ひますけれども、ああいうものに甘んじて警察官の増員を怠るとか、あるいはその他の施設を放棄するといふような考えは毛頭ございませぬ。十分御趣旨のような線で努力して参りたいと考えております。

○阪上委員 大阪では、黄色いおぼさんというの、PTAの方が協力してやつてゐる。この人たちで、そういう協力をやつてゐるさなかに、逆に自分が輪禍にあつてゐるという例もございませぬ。そこで、大阪あたりではこれがかなり社会問題になつております。一体ああいう制度というか協力態勢というものを、あのままで存置しておいていかうかという事について、相当な社会問題になつております。こういうことなんですが、ぜひ一つこれは解消の方向へ踏み切つてもらいたいと思ひます。

○藤田國務大臣 今阪上さんのおっしゃることもまことに私もと思ひます。で、今年五千名、明年度五千名、数年来の懸案を今解決したわけでございます。従いまして、あなたのおっしゃる様に急増はできないかもしれませんが、毎年できる限り漸増いたしまして、そういう問題を解決していきたい、こういうふうに考えます。

○阪上委員 増員計画等をおやりに

るときに、ことは来年にあつた人々を解消するということを全然頭に置かないで、当面の問題を解決するためにやむを得ざる最低の増員だ、こういうことなんです。ことし藤田自治大臣はやむを得ないとしても、ぜひ一昨年あたりからもう少し真剣に解消の方向へ取り組んでいただきたい。このことだけを願ひして質問を終わります。

○永田委員長 他に質疑はありませんか。

○永田委員長 「他に質疑はありませんか。」

○永田委員長 他に質疑もないようでありますので、本案に対する質疑はこれにて終了することといたします。

○永田委員長 これより本案を討論に付する順序であります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

これより採決いたします。

警察法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、お諮りいたします。すなわち、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じます。これに御異議ありませんか。

○永田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○永田委員長 次に、昨十三日本付託になりました、内閣提出の奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。藤田自治大臣。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第五項及び第十条の三第二項中「三億二千万円」を「三億七千万円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理由

奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金としての国の出資額を増額するとともに、奄美群島復興信用基金の資本金の額を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

な要素をなす産業の復興については、同群島における経済基盤が脆弱であるのに対し、産業資金の融通が円滑を欠き、このことがその大きな隘路となつておつたのであります。政府としては、その対策として奄美群島復興信用基金に対してこれまで三億二千万円の出資を行ない群島内の中小規模の事業者に対し、小口の事業資金の貸付を行なわせて参つたのであります。増高する資金需要には、なお応ずることができない状況であります。従いまして、昭和三十八年度においてさらに政府出資を五千万円追加して、融資業務に要する資金に充てることとし、奄美群島の産業振興の促進に資することといたしたいと考えであります。

以上、この法律案の提案理由並びにその内容の概要について御説明いたしましたのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○永田委員長 次に、去る十二日付託になりました、内閣提出の消防法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。藤田自治大臣。

消防法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

消防法目次中「第四章 消火の設備」を「第四章 消火の設備

第四章の二 消防用機械器

具等の検定」に、「第七章 火災の調査を」第七章の二「救急業務」に改める。

第二条に次の一項を加える。
救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故で政令で定めるものによる傷病者で医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関（厚生省令で定める医療機関をいう。）その他の場所に搬送することをいう。

第四条第一項中「又は公衆を」若しくは「公衆」に、「検査させることができる」を「検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる」に改め、同条第二項、第三項及び第六項中「検査」の下に「又は質問」を加える。

第四条の二第一項中「検査」の下に「又は質問」を加える。

第十四条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第四項中「第十三条の三」を「前条」に改め、同条第二項を削る。

第十五条第一項中「政令で定める映写室」を「常時映画を上映する建築物その他の工作物に設けられた映写室で燃焼性でない映画を映写するもの」に改め、同条第三項中「映写室のない場所」を削り、同条第二項を削る。

第十六条の五中「第十三条第二項、第十四条第二項及び第十五条第

二項」を「及び第十三条第二項」に改める。
第十九条を次のように改める。
第十九条 削除

第四章の二 消防用機械器具等の検定

第一節 消防用機械器具等の検定

第二十一条二 消防の用に供する機械器具若しくは設備、消火薬剤又は防火塗料、防火液その他の防火薬品（以下「消防の用に供する機械器具等」という。）で政令で定めるもの（以下「消防用機械器具等」という。）については、この節に定めるところにより検定をするものとする。

この節において「型式承認」とは、消防用機械器具等の型式に係る形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」という。）が自治省令で定める消防用機械器具等に係る技術上の規格（以下「技術上の規格」という。）に適合している旨の承認をいう。

この節において「個別検定」とは、個々の消防用機械器具等の形状等が型式承認を受けた消防用機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて行なう検定をいう。

消防用機械器具等は、第二十一条の九第一項（第二十一条の十一第三項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。の規定による表示が附されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、ま

た、消防用機械器具等のうち消防の用に供する機械器具又は設備は、第二十一条の九第一項の規定による表示が附されているものでなければ、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならない。

第二十一条の三 型式承認を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会（以下この節において「協会」という。）の行なう消防用機械器具等についての試験を受けなければならない。

前項の試験を受けようとする者は、自治省令で定めるところにより、申請書に自治省令で定める消防用機械器具等の見本及び書類を添えて、協会に申請しなければならない。

協会は、前項の申請があつたときは、自治省令で定めるところにより、技術上の規格に基づき、当該申請に係る消防用機械器具等についての試験を行ない、その試験結果に意見を付けてこれを同項の申請をした者に通知しなければならない。

前項の試験の実施業務に従事する協会の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

第二十一条の四 前条第三項（第二十一条の十一第三項において準用する場合を含む。）の試験結果の通知を受けた者が型式承認を受けようとするときは、自治省令で定めるところにより、申請書に当該試験結果及び意見を記載した書面を添えて、自治大臣に申請しなければ

ならない。

自治大臣は、前項の申請があつたときは、同項の試験結果及び意見を記載した書面により、当該申請に係る消防用機械器具等の型式に係る形状等が技術上の規格に適合しているかどうかを審査し、当該形状等が技術上の規格に適合しているときは、当該型式について型式承認をしなければならない。

自治大臣は、前項の規定により型式承認をしたときは、その旨を第一項の申請をした者に通知するとともに、公示しなければならない。

第二十一条の五 自治大臣は、技術上の規格が変更され、すでに型式承認を受けた消防用機械器具等の型式に係る形状等が当該変更後の技術上の規格に適合しないと認めるときは、当該型式承認の効力を失わせるものとする。ただし、自治大臣は、期間を限つて、当該型式承認の効力が引き続き有るものとすることができる。

自治大臣は、前項本文の規定により型式承認の効力を失わせたとき、又は同項ただし書の規定により型式承認の効力が引き続き有るものとしたときは、その旨を公示するとともに、当該型式承認を受けた者に通知しなければならない。

第一項の規定による処分は、前項の規定による公示によりその効力を生ずる。

第二十一条の六 自治大臣は、型式承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該型式承認の効力を失わせることができる。

一 不正の手段により当該型式承認を受けたとき。
二 正当な理由がなく、当該型式承認を受けた消防用機械器具等に係る個別検定の申請を、当該型式承認をした旨の通知を受けた日から二年以内に行なわなかつたとき、又は引き続き二年以上ないとき。

前条第二項の規定は前項の規定により型式承認の効力を失わせたときについて、同条第三項の規定は前項の規定による処分の際の効力の発生について準用する。

第二十一条の七 第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けた者が当該型式承認に係る消防用機械器具等に係る個別検定を受けようとするときは、自治省令で定めるところにより、協会に申請しなければならない。

第二十一条の八 協会は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る消防用機械器具等について個別検定を行ない、当該申請に係る消防用機械器具等の形状等が第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けた消防用機械器具等の型式に係る形状等と同一であるときは、当該申請に係る消防用機械器具等を、個別検定に合格したものとしなければならない。

前項の個別検定の実施業務に従事する協会の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

第二十一条の九 協会は、前条第一

項の規定により個別検定に合格した消防用機械器具等に、自治省令で定めるところにより、当該消防用機械器具等の型式は第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けたものであり、かつ、当該消防用機械器具等は前条第一項の規定により個別検定に合格したものである旨の表示を附さなければならぬ。

何人も、消防の用に供する機械器具等に、前項に規定する場合を除くほか同項の表示を附してはならず、又は同項の表示と紛らわしい表示を附してはならぬ。

第二十一条の十 型式承認の効力が第二十一条の五第一項本文若しくは第二十一条の六第一項の規定による処分又は第二十一条の五第一項ただし書に規定する期間の経過により失われたときは、当該型式承認に係る消防用機械器具等に係る協会のすでに行なつた個別検定の合格の効力は、失われるものとする。

第二十一条の十一 自治大臣は、協会が、消防用機械器具等についての試験又は個別検定を行なう機能の全部又は一部を喪失したことにより、当該試験又は個別検定に関する業務を行なうことが困難となつた場合において、特別の必要があると認めるときは、型式承認を受けようとする者の申請に基づき消防用機械器具等についての試験を行ない、又は型式承認を受けた者で個別検定を受けようとするものの申請に基づき消防用機械器具等の個別検定を行なうことができ

る。

自治大臣は、前項の規定により試験を行ない、又は個別検定を行なう場合は、あらかじめ、当該試験又は個別検定を行なう消防用機械器具等の種類及び当該試験又は個別検定を行なう期間を公示しなければならぬ。

第二十一条の三第二項及び第三項の規定は第一項の規定により自治大臣が試験を行なう場合に、第二十一条の七、第二十一条の八第一項及び第二十一条の九の規定は第一項の規定により自治大臣が消防用機械器具等の個別検定を行なう場合に、前条の規定は第一項の規定により自治大臣が行なつた個別検定の合格の効力について準用する。

協会は、第二項の規定により公示された期間中は、同項の規定により公示された種類の消防用機械器具等については、試験を行ない、又は個別検定をすることができない。

第二十一条の十二 自治大臣は、第二十一条の九第一項（前条第三項）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の規定による表示が附されている消防用機械器具等で第二十一条の十（前条第三項）において準用する場合を含む。の規定によりその個別検定の合格の効力が失われたもの又は消防の用に供する機械器具等で第二十一条の九第一項の規定によらな

ら、消防の用に供する機械器具等の販売を業とする者又は消防の用に供する機械器具若しくは設備の設置、変更若しくは修理の請負に係る工事を業とする者（以下「販売業者等」という。）の事務所、事業所又は倉庫にあるものについて、その職員に当該表示を除去させ、又はこれに消印を附させることができる。

第二十一条の十三 自治大臣は、前条に規定する権限を行使するため必要な限度において、販売業者等に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に販売業者等の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、消防の用に供する機械器具等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問をすることができ

る。前項の職員は、同項の規定により立ち入る場合においては、その身分を示す証明書と関係のある者に提示しなければならぬ。

第二十一条の十四 自治大臣は、政令で定めるところにより、前二条に規定する権限の一部を都道府県知事に委任することができる。第二十一条の十五 第二十一条の三第三項若しくは第二十一条の八第一項の規定により協会の行なう試験若しくは個別検定又は第二十一条の十一第一項の規定により自治大臣の行なう試験若しくは個別検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。前項の手数料は、協会の行なう試験又は個別検定に係るものにつ

いては協会の、自治大臣の行なう試験又は個別検定に係るものについては国庫の収入とする。

第二十一条の十六 協会の行なう個別検定に関する処分不服がある者は、自治大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第二節 日本消防検定協会

第一款 総則

第二十一条の十七 日本消防検定協会は、消防用機械器具等についての試験及び個別検定を行ない、もつて消防用機械器具等の性能の確保を図ることを目的とする。

第二十一条の十八 日本消防検定協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

第二十一条の十九 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

協会は、自治大臣の認可を受け、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第二十一条の二十 協会の資本金は、三千万円とし、政府がその全額を出資する。

協会の資本金は、消防法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第 号）附則第六条第一項の規定による政府からの出資があつた場合には、当該出資により増加するものとする。

第二十一条の二十一 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対

抗することができない。

第二十一条の二十二 協会でない者は、日本消防検定協会という名称を用いてはならない。

第二十一条の二十三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会について準用する。

第二款 役員等

第二十一条の二十四 協会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

第二十一条の二十五 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

監事は、協会の業務を監査する。

第二十一条の二十六 理事長及び理事は、自治大臣が任命する。

理事は、理事長の意見をきいて、自治大臣が任命する。

第二十一条の二十七 理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員

の役員は、前任者の残任期間とする。

役員は、再任されることができない。第二十一条の二十八 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、地方公

共同団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

三 販売業者等又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 販売業者等の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第二十一条の二十九 自治大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

自治大臣は、役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があると認めるとき。

自治大臣は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、理事長の意見をきかなければならない。

第二十一条の三十 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあつては、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第二十一条の三十一 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を

代表する。

第二十一条の三十二 理事長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第二十一条の三十三 協会の職員は、理事長が任命する。

第二十一条の三十四 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密をもらし、又は盗用してはならない。

第二十一条の三十五 協会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三款 業務

第二十一条の三十六 協会は、第二十一条の十七の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 第二十一条の三の規定により消防用機械器具等についての試験を行なうこと。

二 第二十一条の八の規定により個別検定を行なうこと。

三 消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験を行なうこと。

四 消防の用に供する機械器具等の鑑定を行なうこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

第二十一条の三十七 協会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の業務方法書に記載すべき事項は、自治省令で定める。

第四款 財務及び会計

第二十一条の三十八 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第二十一条の三十九 協会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十一条の四十 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に自治大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

協会は、前項の規定により財務諸表を自治大臣に提出するとき、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

第二十一条の四十一 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

整理しなければならない。

第二十一条の四十二 協会は、自治大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ

る。前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、自治大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

第二十一条の四十三 協会は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、自治大臣の認可を受けなければならない。

第二十一条の四十四 協会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債その他自治大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第二十一条の四十五 協会は、自治省令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

第二十一条の四十六 協会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、自治大臣の承認を受けなければならない。これを変更

しようとするときも、同様とする。

第二十一条の四十七 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、自治省令で定める。

第五款 監督

第二十一条の四十八 協会は、自治大臣が監督する。

自治大臣は、この章の規定を施行するため必要があるときは、協会に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

前項の職員は、同項の規定により立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を関係のある者に提示しなければならない。

第六款 雑則

第二十一条の五十 協会の解散については、別に法律で定める。

第二十一条の五十一 自治大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十一条の十九第二項、第二十一条の三十七第一項、第二十一条の三十九、第二十一条の四十二第一項若しくは第二項、第二十一条の四十三又は第二十一条の四十五の規定による認可

をしようとするとき。

二 第二十一条の四十七の第一項又は第二十一条の四十六の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十一条の三十七第二項、第二十一条の四十五又は第二十一条の四十七の規定により自治省令を定めようとするとき。

四 第二十一条の四十四第一号の規定による指定をしようとするとき。

第三十四条第一項中「当該消防職員」を「当該消防職員（消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員）」に改める。

第七十章第三十五条の三を第三十五条の四とし、第三十五条の二の次に次の一条を加える。

第三十五条の三 消防本部を置かない市町村の区域にあつては、当該区域を管轄する都道府県知事は、当該市町村長から求めがあつた場合及び特に必要があると認められた場合に限り、第三十一条又は第三十三条の規定による火災の原因の調査をすることができ、

第三十二条及び第三十四条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「当該消防職員（消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員）」とあるのは、「当該都道府県の消防事務に従事する職員」と、第三十五条第一項中「消防長又は消防署長」とあるのは、「市町村長のほか、都道府県知事」と読み替えるものとする。

第七十章の次に次の一章を加える。

第七章の二 救急業務

第三十五条の五 消防本部を置かなければならない市町村で政令で定める基準に該当するものは、救急業務を行なわなければならない。

前項の市町村以外の市町村で同項の市町村に準ずるものは、救急業務を行なうようにつとめなければならない。

第三十五条の六 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場附近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができ、

救急隊員は、救急業務の実施に際しては、常に警察官と密接な連絡をとるものとする。

第三十五条の七 第二十七条の規定は、救急隊について準用する。この場合において、火災の現場に到着する」とあるのは、「救急業務を実施する」と読み替えるものとする。

第三十五条の八 この章に規定するもののほか、救急隊の編成及び装備の基準その他救急業務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条の二中「又は人命の救助」を「若しくは人命の救助」に改め、「消防作業に従事した者」の下に「又は第三十五条の六第一項の規定により救急業務に協力した者」を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二 第二十一条の三十四の規定に違反した者は、一年以下

の懲役又は二万五千円以下の罰金に処する。

第四十二条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第四十三条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二 第二十一条の第二項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

下の懲役又は二万五千円以下の罰金に処する。

第四十二条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第四十三条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二 第二十一条の第二項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十四条第二号中「第三十四条の規定による資料」を「第三十四条（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による資料」に、「第四号、第十六条の四又は第三十四条の規定による消防職員、」を「第四号に規定する消防職員、」に改め、

第十六条の四に規定する消防事務に従事する職員又は第三十四条に規定する消防職員（消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員）（第三十五条の三第二項において読み替えて準用された第三十四条に規定する都道府県の消防事務に従事する職員を含む。）のこれらの規定による」に改め、同条第三号中「第十四条第二項又は第十五条第三項」を「又は第十五条第二項」に改め、同条第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 第二十一条の第十三第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二万円以下の罰金又は拘留に処する。

第四十五条中「第十四条第二項、第十五条第一項若しくは第三項」を「第十五条」に、「又は第十七条の四」を「第十七条の四又は第二十一条の二第四項」に改める。

本則中第四十六条の次に次の二条を加える。

第四十六条の二 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により自治大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十一条の二十一第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十一条の三十六に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十一条の四十四の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第二十一条の四十八第二項の規定による自治大臣の命令に違反したとき。

第四十六条の三 第二十一条の二十二の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び第四章の次に一章を加える改正規定中第二十一条の二から第二十一条の十六までに關する部分並びに附則第十九条の規定中自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）第二十六条の表に關する部分（附則第七條において「第十九条等の改正規定」という。）は昭和三十一年一月一日から、第二条に一項を加える改正規定、第七章の次に一章を加える改正規定、第三十六条の二の改正規定並びに附則第十二條及び附則第十三條の規定はこの法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（協会の設立）

第二条 自治大臣は、日本消防検定協会（以下「協会」という。）の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 自治大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしななければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みが

あつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。

第五條 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六條 政府は、この法律（附則第一條本文に係る部分をいう。以下同じ）の施行の際現に国が消防の用に供する機械器具等の検定の用に供している土地又は建物その他の土地の定着物（以下「土地等」という。）で協会の業務に必要があると認められるものを出資の目的として協会に出資することができるとする。

2 前項の規定により出資する土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他同項の規定による評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第七條 第十九條等の改正規定の施行の際、改正前の消防法（以下「旧法」という。）第十九條第一項の規定により勸告されている規格は、改正後の消防法（以下「新法」という。）第二十一條の二第二項に規定する技術上の規格とみなす。

2 第十九條等の改正規定の施行の際、旧法第十九條及びこれに基づく命令の規定によりなされている処分又は申請その他の手続は、それぞれ新法の相当規定に基づいてなされた処分又は申請その他の手続とみなす。

第八條 この法律の施行の際現に日本消防検定協会という名称を使用している者については、新法第二十一條の二の二の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九條 協会の最初の事業年度は、新法第二十一條の三十八の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

第十條 協会の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、新法第二十一條の三十九中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

第十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正）

第十二條 消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第七七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「消防作業に従事した者」の下に「又は救急業務に協力した者」を加える。

第十條中「消防作業に従事した者」の下に「救急業務に協力した者」を加える。

第十三條 前条の規定による改正後の消防団員等公務災害補償責任共済基金法第一條及び第十條の規定は、前条の規定の施行の日以後において発生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用する。

（登録税法の一部改正）

第十四條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に「日本消防検定協会」を、「簡易保険郵便年金福祉事業団法」の下に、「消防法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十五條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ二ノ五 日本消防検定協会ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十六條 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「日本労働協会」の下に「日本消防検定協会」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十七條 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「日本労働協会」の下に「日本消防検定協会」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十八條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「日本労働協会」の下に「日本消防検定協会」を加える。

第七十三條の四第一項に次の一号を加える。

十五 日本消防検定協会が直接消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一條の三第三項の規定による試験の用に供する不動産

第三百四十八條第二項に次の一号を加える。

二十一 日本消防検定協会が直接消防法第二十一條の三第三項の規定による試験の用に供する固定資産

（自治省設置法の一部改正）

第十九條 自治省設置法の一部を次のように改正する。

第四條中第三十四號の三を第三十四號の四とし、第三十四號の二を第三十四號の三とし、第三十四號の次に次の一号を加える。

三十四の二 日本消防検定協会を監督すること。

（消防組織法の一部改正）

第二十條 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四條中第十八號を第十九號とし、第十七號を第十八號とし、第十六號の次に次の一号を加える。

十七 日本消防検定協会の監督

に關する事項

理由

消防用機械器具等に関する検定制度を強化し、これに伴い検定業務を実施する機関として政府の全額出資に係る日本消防検定協会を設立するとともに、消防機関の行なう救急業務について規定を整備し、映画の上映に關する規制を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○橋田國務大臣 今回提案いたしました消防法の一部を改正する法律案につきましては、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

近年火災の発生件数は、いよいよ激増の一途をたどり、人命の損傷及び財産の被害もこれに伴って累増の傾向にありますことは、まことに寒心にたえないものがあります。このような事態に対しましては、何よりも火災の発生を防止することに努めなければならぬのであります。これとともに、火災が発生した場合における消防機関への早期通報、火災の初期の段階における消火及び人命の保護のための安全避難等の措置について、十分徹底をはかっておくことが必要と考えられるのであります。

このためには、消防の用に供する機械器具等が、火災発生時において確實にかつ安全にその機能を發揮することが保障されなければなりません。さらに、近時の火災予防思想の普及と消防用設備等の設置義務制度の発足により、これら消防の用に供する機械器具

等の需要が激増しつつありますが、これに対処するためにも、現行の検定制度に根本的な改善を加え、人命、財産の保護に遺憾なきを期する必要があると見てきたのであります。

次に、最近における交通事故を含む各種災害事故の激増に伴いまして、適切な救急活動が行なわれることがきわめて緊切と存ぜられるのであります。この際救急体制を確立し、その整備をはかるための措置を講ずる必要があると認められるのであります。

以上のはか、映画の上映に関する規制の合理化等消防法の規定中整備を要する事項をもあわせて、ここに消防法の一部を改正する法律案を提案した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、最近映画関係技術の進歩によりまして、緩燃性の映画が普及し、速燃性の映画の上映は、きわめて少なくなつて参りましたので、映画上映に関する規制を緩和し、かつ、合理化することといたしたのであります。

すなわち、映写技術者の資格及び映写室の構造設備に関する規制は、今後緩燃性でない映画を上映する場合に限るとともに、届出につきましてのみ必要とするものといたしました。

第二に、消防の用に供する機械器具等につきましては、さきに申し述べましたように、国民の生命、身体及び財産を保護するための保安用具であります関係上、現在消防研究所において検定を行なっておりますが、いわゆる任意検定でありますために、粗悪品が出現することを抑制することができない実

情にありますので、この際、検定制度を強化し、強制検定に改めることといたしたのであります。これとともに、近時検定の申請数量が急激な増加を示しておりますために、火災の技術的研究に専念すべき消防研究所の本来の業務に支障を来たし、検定業務も円滑を欠くおそれありますので、検定業務を実施する特別の機関として、政府の全額出資にかかる日本消防検定協会を設立することといたし、検定の方法及び手続、協会の組織及び運営その他監督上必要な措置等について規定することといたしたのであります。

第三に、消防本部及び消防署を置かない市町村におきましては、現在火災原因の調査は市町村長が行なうものとされておりますが、調査能力が必ずしも十分でないので調査がよく行なわれない場合が多かつたのであります。そこで、消防本部を置かない市町村につきましては、市町村長から求めがあったとき及び特に必要があると認めたときに限り、都道府県知事が、火災原因の調査を行なうことができるようにいたしましたことと存じます。

第四に、救急業務を法律上の制度として確立し、その整備をはかることといたしたのであります。

すなわち、消防本部を置かなければならない市町村のうち、一定規模以上の市町村に対しまして、救急業務を行なうことを義務づけるとともに、救急業務の範囲、救急隊の活動その他について所要の規定を設けることといたしました。

第五に、以上の改正に伴う罰則及び経過措置について規定するとともに、その他規定の整備をはかることといた

したのでございます。

以上が、この法律案を提出いたしました理由とその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さらんことをお願いいたします次第であります。

○永田委員長 以上をもちまして、提案理由の説明は終わりました。

なお本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○永田委員長 次に、地方財政に関する件につきまして調査を進めます。

昭和三十八年度地方財政計画について政府より説明を求めます。篠田自治大臣。

○篠田自治大臣 ただいまお手元に配付いたしました昭和三十八年度地方財政計画につきまして、その概要を御説明申し上げます。

昭和三十八年度地方財政計画の策定にあたりましては、国と同一の基調により健全財政を堅持しつつ、地方行政水準の一段の向上をはかり、かつ、地域開発の促進と地域格差の是正をはかることを目標といたしましたのであります。

すなわち、計画策定の具体的な方針といたしましては、第一に、地方税負担の軽減合理化をはかるとともに、電気ガス税の減税に伴う地方の減収については、たばこ専売益金の委譲を受けて市町村たばこ消費税の税率を引き上げることにより補てんすることといたしました。

第二に、国民生活水準の向上と産業経済の発達に即応し得るよう環境衛生

施設、文教施設、産業関連施設、交通施設及び国土保全施設等の整備を促進するため、公共投資にかかる財源を充実するとともに地方債資金の増額を行ないました。

第三に、新産業都市の建設その他の地域開発を促進するとともに、地域格差の是正をさらに進めるため、引き続き財政力の貧弱な地方公共団体の財源を充実して、その行政水準の向上を期するとともに、辺地における公共施設の整備を促進することといたしました。

第四に、地方財政の秩序を確立するため、地方公共団体間の負担関係の適正化を期しております。

なお、地方公営企業にあっては、その拡充をはかるため、地方債資金を増額するとともに、地方の計画的開発と既成都市の再開発とを促進するため、新たに地方債計画中に地域開発事業債を設け、所要資金の確保をはかつております。

以上のような方針のもとに昭和三十八年度地方財政計画を策定いたしますと、その歳入歳出規模は二兆六千三百三十六億円となり、昭和三十七年度地方財政計画に比して、三千四百八十六億円の増加となる見込みであります。

次に歳出及び歳入のおもな内容について簡単に御説明申し上げます。

第一に歳出については申し上げます。

その一は給与関係経費であります。

給与費につきましては、地方公務員の給与改定の平年度化に伴う経費、高等学校の教職員の増加等に伴う職員員の増加に要する経費、退職年金制度の平年度化に伴う経費等を見込むこととし

たのであります。その結果、前年度に

比し千三百八十一億円増加し、総額九千八百二十一億円と見込まれるのであります。

その二は、一般行政経費であります。

この一般行政経費のうち、生活国庫補助負担金を伴う経費は、生活保護費、結核医療費、児童保護費等国庫予算の増加に伴い前年度に比し六百十三億円を増加し、総額二千九百二十九億円と見込まれるのであります。

国庫補助負担金を伴わない経費は、一般行政事務の増加等の事情を勘案して算定いたしました結果、前年度に比し百四十二億円増加し、総額二千四百八十七億円となりました。

その三は、公債費であります。

公債費につきましては、既発行地方債の昭和三十七年度末現債額及び昭和三十八年度新規発行予定額を基礎として算定した結果、前年度に比し九十一億円増加し、総額千四百四十四億円となりました。

その四は、維持補修費であります。

道路、橋梁、河川その他公共、公用施設の維持補修費につきましては、各種公共、公用施設の増加等の事情を考慮して六十億円の増額を行ない、その総額を六百三十四億円といたしました。

その五は、投資的経費であります。

投資的経費につきましては、産業基盤の充実強化、生活環境施設の整備及び地域格差の是正が強く要請されていることにかんがみ、特にその充実に意を用いたところであります。

また、国の直轄事業に伴う地方公共団体の負担金は、前年度に比し六十八億円を増額し、四百二十一億円を計上

することいたしました。

次に、国庫補助負担金を伴うものにつきましては、道路整備事業費、治水事業費、港湾整備事業費、住宅対策費の増加により、災害復旧事業費の減少にもかかわらず、前年度に比し七百四十一億円の増となり、総額は五千五百十二億円と見込まれるのであります。

国庫補助負担金を伴わない地方独自の事業費につきましては、産業経済の発達と国民生活水準の向上に即応し得るよう環境衛生施設及び産業基盤施設の整備、地域開発の促進と地域格差の是正等に要する経費を中心として、前年度に比し五百二十一億円を増加し、すとも、補助を伴わない災害復旧事業の減少百三十一億円を見込みました結果、その規模は三千二百十億円となったのであります。

なお、以上のように投資的経費の増額を行ないますとともに、前年度に引き続き、地方交付税の算定方法に改善を加え、財政力の貧弱な市町村の財源を傾斜的に増額する措置を講ずることとしたのであります。

第二は、歳入であります。

その一は、地方税収入であります。地方財政の実情にかんがみ、地方独立財源を維持確保することとし、電気ガス税の減税に伴う減収についても、市町村たばこ消費税の税率を引き下げることによって補てんすることいたしました。

この結果、地方税全体の収入は前年度に比し千二百七十三億円の増加となり、総額は一兆五百八十二億円と見込まれるのであります。

その二は、地方譲与税であります。

地方譲与税は前年度に比し四十六億円増加し、総額は三百五十八億円となります。

その三は、地方交付税であります。

地方交付税につきましては、所得税、法人税及び酒税の国税三税の収入見込額を基礎として算定し、その総額を五千五百三十三億円と見込みましたが、このうちには昭和三十七年度国の補正予算で追加となった地方交付税のうち、昭和三十八年度に繰り越すことを予定しております百億円を含んでおります。

その四は、国庫支出金であります。

国庫支出金は、義務教育職員給与費、国庫負担金二百六十二億円の増、その他の普通補助負担金四百十四億円の増、公共事業費補助負担金三百三十四億円の増、その他失業対策事業費補助負担金二十九億円の増を合わせて、全体で前年度に比し千三百九十九億円増加し、総額七千二百二十四億円となっております。

その五は、地方債であります。

地方債につきましては、前年度に比し百十八億円を増額し、その総額は九百九十七億円となっております。

また、明年度における地方債といたしましては、地方財政計画に計上いたしましたもののほか、交通事業、電気事業、水道事業等にかかる公営企業債を前年度に比し三百億円増額して千二百六十一億円、港湾整備事業、簡易水道、下水道事業及び地域開発事業等にかかる準公営企業債を前年度に比し二百五十五億円増額して七百五十九億円、さらに厚生年金還元融資及び国民年金特別融資にかかる地方債二百億円を予定しております。

従って、地方債総額は三千五百五十億円となり、前年度に比し六百十億円の増加となっております。

その六は、使用料及び手数料であります。

使用料及び手数料収入は前年度に比し五十六億円増加し、六百五億円を見込んでおります。

その七は、雑収入であります。

雑収入につきましては、前年度に比し三十二億円増加し、千六十七億円を見込んでおります。

以上が、昭和三十八年度地方財政計画の概要であります。これを通観いたしますと、昭和三十八年度においても引き続き公共投資及び社会保障の拡充並びに文教の充実の要請にこたえ、国民生活の向上及び産業経済の発展に比し著しく立ちおくれている地方行政施設水準の引き上げをはかってゆくことができるものと考えております。

○永田委員長 次に補足説明を求めます。松島参事官。

○松島参事官 補足して御説明を申し上げます。

昭和三十八年度の地方財政の規模は、ただいま大臣が説明をいたしましたように、二兆六千三百三十六億円で、前年度に比較いたしました三十四億八千六百四十一円、一・五・三%の増加率となっております。国の一般会計予算の増加率が一七・四%でございますので、この増加率に比べますと若干下回っておりますが、国の場合におきましては、前年度剰余金を財源といたしまして歳出を計上しておるためであり、地方財政の場合には単年度方式をとっておりますために、剰余金の受け

入れ、あるいはこれを財源とする歳出の拡大というところに基づく結果ではなからうかと考えております。

次に、歳出増加の内訳について御説明申し上げます。

五ペーシをごらんいただきたいと思えます。まず、給与関係については千三百八十一億円の増加で、前年度に比し一六・四%の増に相なっております。

そのうちのおもなものについて申し上げますと、まず人事院勧告に基づきます給与改定、及びそれに関連いたします昇給等の増が一千四十八億円でございます。また、暫定手当制度の改正に伴います増加が七十億六千二百万円増となっております。

次に、職員の増加に基づきます経費の増が総体で七十九億円でございまして、この内訳を申し上げますと、義務教育関係の職員増で六億一千九百万円、高等学校の生徒急増に伴います教職員の増八千四百七十八人を見込みまして三十四億二百万円、大学等の教職員の増六百七十六人を見込みまして四億二千八百万円、警察官、交通警察官、麻薬関係警察官の増、これに伴います経費の増が十四億八千万円、消防施設の増加に伴います職員増が六百七十二人で一億七千二百万円、狩猟法の改正に伴います関係職員の増加四十六人を見込みまして一千五百万円、老人福祉法の施行に伴います老人福祉関係職員の拡大に伴います、これらを担当いたしました社会福祉主事の増員三百七人を見込みまして一億四百万円、市町村の行政指導に従事します職員員の増員三百八十八人を見込みまして四千七百万円、それから前年度に引き続きまし

て、固定資産評価制度の改正に伴います関係職員の増加一千九百十四人を見込みまして六億二千九百万円、学校給食関係の普及に伴います管理栄養士を設置することといたしまして、この人員二百六十六人を見込みまして七千万円、それから中学校並びに夜間定時制高等学校等につきましても給食が行なわれることとなりますので、これらに従事いたします学校給食従事職員の増一千七百四十一人を見込みまして、五億七千三百万円、清掃関係の事業の拡大に伴います関係職員の増一千人を見込みまして、三億二千九百万円となっております。以上が人員増に基づきます経費の増でございます。

その次は、退職年金制度の平年度化に伴います経費でございます。その増加額が百九十四億円でございまして、このうちには追加費用三十六億円が含まれております。

次に恩給、退職料でございますが、退職年金制度への移行に伴います、自然増を含めましても、なお制度改正によって恩給は減となりまして、差引十三億八千二百万円の減となっております。

次は一般行政経費でございますが、そのうち、国庫補助金を伴います一般行政経費の増加が六百十三億円でございまして、このうちには生活保護費、結核医療費、児童保護費、精神衛生費といふような、いわゆる社会保障関係経費の増加が、三百十四億一千五百万円でございます。また、国庫補助金を伴います一般行政経費の増加額六百十三億円のうち五・一%を占めております。なお中小企業近代化促進に要します経費の増三十四億四百万円中には、新しく

創設されます、設備高度化資金に對し
ます貸付金制度による増が含まれてお
ります。その他各省関係の一般行政経
費の増が二百六十五億円となつてお
ります。

次は公債費でございますが、昭和三
十七年度末の一般会計所屬の公債費の
現在額は、七千二百三十九億円と見込
まれます。これに昭和三十八年度に新
規発行を予定しております一般会計債
が九百九十七億円でございますので、
この合計額の元利償還金を見込みまし
て、前年度に對して九十億四千八百萬
円の増を見込んでおります。

維持補修費の増は、前年度同様六十
億の増を見込んでおります。

次は、投資的経費の増加であります
が、一千九百九十八億七千二百萬、一
五・一％増となつております。そのう
ち直轄事業の負担金としては六十八億
一千九百萬円の増加でありまして、こ
の大部分が治山治水事業並びに道路整
備事業にかかる負担金の増でありま
す。

次に、一般公共事業につきましまして
は、八百八十八億円の増加でありまし
て、このうち治山治水事業費の増加が
百六十三億円、道路整備関係が三百六
十三億円で、直轄の場合と同様、この
二つの事業の増加額中に占める割合が
非常に大きなものとなっております。
災害復旧事業は、先ほど大臣説明に
もございましたように、三十七年災害
が、三十六年災害に比べて少なかった
ために、過年度災害復旧事業費の減少
がありまして、百九十一億二千六百萬
円の減となっております。

失業対策事業費は、四十三億六千三
百萬円の増となっておりますが、これ

は主として労務費、資材費、事務費等
の単価の値上りに伴うものでござい
ます。

国庫補助負担金を伴わないもので
は、三百八十九億九千八百萬円の増と
なつておりますが、そのうち災害復旧
事業費の減が百三十億圓ばかりござい
ますので、これを除きました一般単独
事業の増加は五百二十億圓となつてお
ります。

以上が、歳出増加のおもな内容でござ
います。

次に、歳入について申し上げます。
まず、地方税の増加額が一千二百七
十三億円でございまして、総計一兆五
百八十二億円で、一兆円台を地方税も
越すに至つたわけでございます。この
増加率一三・七％でございます。なお
前年度、すなわち昭和三十六年度から
三十七年度への増加額は、一千六百八
十九億圓、増加率にして二・二％であつ
たのに比べますと、地方税の増加は純
化をしておるといふことが言えるかと
考へます。なお地方税につきましまして
は、電気ガス税の減税、これを補てん
をいたしますためのたばこ消費税の引
き上げあるいは狩猟者税の廃止、これに
かわりまして狩猟者税の創設、目的
税としての入猟税の創設、そのほか一
般会計とは直接関係ございませんが、
国民健康保険税の減税というようなも
のが税制改正として予定されておしま
す。

地方議与税は、前年度に比較いたし
まして四十六億圓の増となつておしま
す。主として増加額は道路議与税の増
でございます。

地方交付税は、前年度に比較いたし
まして九百二十二億圓の増で、総計五

千五百三億圓となつております。その
内訳につきましては、十八ページをご
らんいただきたいと存じます。

昭和三十八年度の国税三税の予算計
上額が一兆七千六百億三千八百萬円であ
りまして、この二八・九％が四千九百
十四億八千四百萬円でございまして、こ
のほかに、昭和三十六年度の国税三税
の予算未計上額に對します精算額、二
八・五％相当額が、四百八十二億六千
九百萬円でございまして、なお返還分と
して三百萬圓、そのほかに同じく昭和
三十六年度の、国税三税の未計上分に
對します臨時地方特別交付金の精算
額〇・三％分が五億八百萬円でござい
ますので、合計いたしまして五千四百
二億六千四百萬圓となります。これに
先ほど大臣の説明にもございましたよう
に、昭和三十七年度の補正予算に計
上いたしました地方交付税のうち、百
億圓を翌年度に繰り越すことを予定い
たしまして、その額、百億圓を加えま
したものが五千五百二億六千四百萬
円でございまして、

三ページに返つていただきます。
国庫支出金の増は一千三十九億圓で
ございまして、そのうち義務教育費国
庫負担金が二百六十二億圓の増、その
他の一般普通補助負担金が四百十四億
圓の増でございますが、このうち生活
保護費、結核医療費、児童保護費、精
神衛生費、いわゆる社会福祉関係の国
庫支出金の増が二百四十七億圓で、普
通補助金四百十四億圓の増加のうち
六〇％を占めております。これは歳出
増加におきましてもこれらの費目が大
きな割合を占めてきたことに対応する
ものであります。

公共事業の補助金は三百三十四億圓

でございますが、災害復旧事業費が減
少したことに伴います災害復旧事業費
補助負担金の減が百五十五億圓ござい
ますので、その他の一般建設事業費の
補助負担金では四百八十九億圓の増と
なつております。

次に、地方債は九百九十七億円で、
前年度に對して百十八億圓の増加でござ
います。

地方債の内訳は二十ページをごらん
いただきたいと存じます。
地方債計画の中、一般会計債として計
上されたものが九百三十億圓ござ
います。そのほかに、特別地方債のう
ち厚生福祉施設等一般会計においてこ
の元利を負擔すべきものが六十億圓、
それから準公営企業債のうちの地域開
発事業債のうちで港灣整備等公共事業
の施策に関するものが七億圓、合計
いたしまして九百九十七億圓が一般会計
分の地方債と見込まれるのでございま
す。これに對應いたします前年度の地
方債を差し引きました増加額が百十八
億圓となつております。

使用料、手数料、雑収入等につきま
しては、前年度実績等を勘案いたしま
して、それぞれ増加額を見ているわけ
でございます。

その結果、歳出増加額と同じく三千
四百八十六億圓となつております。
次に、歳入歳出の構成について申し
上げます。四ページでございます。

まず、歳入について申し上げます
と、地方税の構成比率が前年度四一
から四〇％に下がつております。これ
は地方税の伸びが總体的に減少したこ
とに伴うものであると考へられま
す。一方地方交付税は二〇％から二
一％に一％上がつております。また国

庫支出金も一％増加して二八％となつ
ております。

次に歳出の構成について申し上げます。
人件費は前年同様三七％でございま
して、かなり大幅な給与の改定その他
給与費の増加がございまして、構成比
率には変わりありません。一般行政経
費は、社会福祉関係の行政経費の増加
を反映いたしまして二・一％で、前年
に比較いたしまして一％構成比率が上
がつております。投資的経費は三五％
で前年同様でございます。

以上で財政計画関係を終わらせてい
ただきまして、次に地方債の計画につ
いて御説明いたします。

二十一ページでございますが、今年
度の地方債計画において特徴といたし
ますことは、一つには、地方の計画的
開発を促進するため、あるいは既成
都市の再開発を促進するため、地域開
発事業債という項を設けまして、その
額の増額をはかつたこととございま
す。第二点は、清掃事業、簡易水道事
業、下水道事業、上水道事業というよ
うな環境衛生関係の施設整備に要する
資金について、一般の要望にこたえる
べくその増額をはかつたこととござい
ます。その他、前年に引き続きまし
て、交通事業、その他産業基盤の整備
に関する諸事業についての起債の全般的
な増額をいたしております。その結
果、総額三千五百五十億圓で、前年度二
千五百四十億圓に對して六十億圓の
増加となつたわけでございまして、そ
の資金の内訳は、政府資金二千三十三
億圓、公募資金千七百十七億圓を予定
いたしております。

以上でございます。

○永田委員長 地方財政計画に関する
質疑は後日に譲ります。

次会は公報をもってお知らせするこ
ととし、本日はこれにて散会いたしま
す。

午前十一時四十五分散会

〔参照〕

警察法の一部を改正する法律案（内
閣提出第三五号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

